

旅館業営業許可を取得する際の施設基準について (法)旅館業法 (令)旅館業法施行令 (条・細)那覇市旅館業法施行条例・同 施行細則 (要)旅館業における衛生等管理要領

業種	旅館・ホテル営業		簡易宿所営業	下宿営業
定義	(法)施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。		(法)宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。	(法)施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業。
構造設備				
建物の位置	(参考・県条例)高燥で、配水の良好な場所にあること。			
1客室の床面積及び客室の定員	(令)1客室の床面積は、7m <sup>2</sup> (寝台を置く客室にあつては、9m <sup>2</sup> )以上であること。 (条・細)3m <sup>2</sup> につき1人		(令)客室の延床面積は33m <sup>2</sup> (ただし、定員が10名未満の施設にあつては、3.3m <sup>2</sup> ×人数分の面積)以上とし、定員の条件をつけて営業許可。 (条・細)階層式寝台を有しない簡易宿所営業にあつては、1.6m <sup>2</sup> につき1人	(条・細)3m <sup>2</sup> につき1人
寝具類	-	-	(令)階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は概ね1m以上	(条・細)客室に寝具類を収納できる設備を有すること (条・細)適当な数の寝具を有すること
戸棚	-	-	(条・細)客室に更衣戸棚又はこれに相当するものが設けられていること	-
出入口・窓	-	-	(条・細)出入口には、客の履物を保管する設備を設けること	-
客室の換気・採光に必要な開口部	(条・細)換気及び採光に必要な開口部は自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること			(令)適当な換気及び採光に必要な設備を設けること(窓の設置)
客室の天井	(条・細)天井の高さは2.1m以上			-
客室間・廊下との境・客室内設備	-	-	-	-
	(条・細)客室は、(廊下等の境を壁、板戸、ふすま等で区画し)、他の客室を通じないで出入りすることができる構造であること (下宿を除く)紙くず入れを備え付けること			
食堂	(条・細)客の収容定員数に応じた適当な規模のいす及び卓子を有する食堂の設置 設置する場合のみ	-	-	-
調理室	(条・細) 換気・採光及び照明が十分であり、清掃に便利な構造 窓その他の開口部にはねずみ・昆虫等を防ぐ構造設備があること			-
玄関帳場	(令)宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。 (要)ただし、次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていれば玄関帳場又はフロントを設置しないことができる。 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制(通常 <b>概ね10分程度</b> で職員等が駆けつけることができる体制)が整備されていること。 2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。		(要)設置することが望ましい。ただし、規模の小さい施設については、下記の事項を遵守し、安全面等の担保が確保されていれば、設置しなくてもよい。 事故が発生した時その他緊急時における迅速な対応のため、 <b>通常概ね10分程度</b> で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていること。 宿泊者の出入りを管理するためにウェブカメラ等の設置をすることが望ましい。	-
換気、採光、照明、防湿及び排水の設備	(令)適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。			
浴室	(令)当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 (条・細) 外部から見通せない構造であること 床はコンクリート、タイル等不浸透性の材料で作られていること 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること 洗い場は、適当なこう配を付し、使用後の湯水を下水溝等に完全に排出できる構造とすること 共同で使用する浴室を設ける場合、～のほか、次の要件を満たすものであること 適当な規模の脱衣室が、別に設けられていること 貯湯槽には、貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒できる設備が備えられていること。 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること (1)ろ過器は、1時間当たりで浴槽の定量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること (2)ろ過器の前に集毛器を設置すること (3)循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること (4)浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること (5)浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は地下埋没を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること	(令)当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。	-	
洗面設備	(令)宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること (条・細)共同用の洗面所には、適当な数の洗面容器を備えること			
便所	(令)適当な数の便所を有すること。 (条・細) 理室と接続して設けられていないこと 各階に共同用の便所を設けること。ただし、各客室に便所を設ける場合は、この限りでない 窓その他開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること 流水式手洗い設備が設けられていること			調
従業員室	(条・細)適当な規模のものを設けること	-	-	-
設置場所が学校等の周囲おおむね100mの区域にある場合	(法)配置場所が次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100m(100～110m)の区域内にある場合について、当該施設の清純な施設環境が著しく害される恐れがある場合には、許可を与えないことができる。( 学校 児童福祉施設 社会教育に関する施設その他の施設で、及び に掲げる施設に類するものとして、条例で定めるもの) (条・細)条例で定める施設( 公民館 図書館 博物館及びそれに相当する施設 都市公園 教育・文化スポーツ施設その他これに類する施設のうち児童生徒の利用が主であるもの)			
	(令)当該学校等より客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。	-	-	-